

「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の改正案に対する意見

1 連絡先	<p>(1) 氏名 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称 NACS) 消費者提言特別委員会</p> <p>(2) 住所 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-17-14 全国婦人会館 2F</p> <p>(3) 電話番号 03-6434-1125(代表)</p>
2 職業	
3 意見	<p>(1) 該当箇所 __6__ ページ __4__ 行目 ~ __6__ ページ __10__ 行目</p> <hr/> <p>(2) 消費生活上特に配慮を要する消費者に高齢者・障害者に若者も加えることを求めます。</p> <p>若者の消費者被害は、SNSのやり取りの中で現実の友人・先輩・上司関係であるかのように巧妙に勧誘され、或いはインターネットのターゲティング広告に自分から問い合わせをした契約など複雑な内容が少なくありません。契約内容が、商品や役務でない権利の売買であれば、特定商取引法の規制をくぐり抜ける多数消費者隙間事案に該当する場合があります。消費生活上特に配慮を要する消費者について、若者（社会経験の少ない若者）を加えることを求めます。</p> <p>若者に対する消費者被害防止・救済には、若者が利用しやすい消費者教育・相談のための立地や方法、時間帯などを配慮した消費生活センターの開設が必要と考えます。</p> <p>以上。</p>